

# 会 議 録

## 1 会議名

平成26年度第5回大島区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### 1 協 議（公開）

- (1) 諮問第82号 竹平多目的共同利用施設の廃止について
- (2) 諮問第83号 西沢多目的共同利用施設の廃止について
- (3) 諮問第84号 板山多目的共同利用施設の廃止について
- (4) 諮問第85号 上達多目的共同利用施設の廃止について
- (5) 諮問第86号 藤尾多目的共同利用施設の廃止について
- (6) 諮問第87号 大島中野農作業準備休憩施設の廃止について
- (7) 諮問第88号 棚岡農作業準備休憩施設の廃止について
- (8) 諮問第89号 熊田農作業準備休憩施設の廃止について
- (9) 諮問第90号 牛ヶ鼻農作業準備休憩施設の廃止について
- (10) 諮問第91号 竹平地域活性化施設の廃止について

### 2 その他（公開）

- (1) 中山間地域振興に関する施策の実施状況について
- (2) AEDについて
- (3) 投票区・投票所の見直し計画（案）について
- (4) 大浦安委員交流会について

## 3 開催日時

平成26年10月17日（金）午後2時00分から午後2時55分まで

## 4 開催場所

大島コミュニティプラザ2階 市民活動室1

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委 員：石塚隆雄、岩野幸子、内山愛治、高橋利津子、武江一義、中村朝彦、早川

丈夫、丸田新一、横尾榮一、吉原忠正

- ・事務局：本山信治大島区総合事務所長、太田徳夫次長、春日健一産業グループ長、竹内敬次建設グループ長、滝沢恵一市民生活・福祉グループ長、池田裕総務・地域振興グループ班長、原由華総務・地域振興グループ主事

## 8 発言の内容

### 【石塚会長】

定刻になりましたので、平成 26 年度第 5 回大島区地域協議会を開会いたします。

本日は岩野實委員が欠席であります。上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、会議が成立します。会議録の確認については、横尾榮一委員にお願いします。

日程について説明いたします。協議事項として諮問が 10 件ございます。その他として 4 件ございますが、あらかじめお願いしておきますが、会議終了後、皆さんにお話ししたいことがありますので、若干の時間をいただきたいと思います。それでは、協議に入ります。

議題(1) 協議 (1) 諮問第 82 号 竹平多目的共同利用施設の廃止について～(10) 諮問第 91 号 竹平地域活性化施設の廃止について

### 【石塚会長】

諮問第 82 号竹平多目的共同利用施設の廃止について、諮問第 83 号西沢多目的共同利用施設の廃止について、諮問第 84 号板山多目的共同利用施設の廃止について、諮問第 85 号上達多目的共同利用施設の廃止について、諮問第 86 号藤尾多目的共同利用施設の廃止について、諮問第 87 号大島中野農作業準備休憩施設の廃止について、諮問第 88 号棚岡農作業準備休憩施設の廃止について、諮問第 89 号熊田農作業準備休憩施設の廃止について、諮問第 90 号牛ヶ鼻農作業準備休憩施設の廃止について、諮問第 91 号竹平地域活性化施設の廃止について、諮問がありますが、内容的にほとんど同じですので、これら 10 件について一括協議していただきたいと思います。事務局の説明をお願いします。

### 【春日産業グループ長】

— 資料No.1 から資料No.10 により説明 —

### 【石塚会長】

説明が終わりました。皆さんからご質問等がありましたら、お願いします。

### 【中村委員】

事業継続期間の記載がありますが、事業というのは、特に何かありますか。建物があればよいということですか。

**【春日産業グループ長】**

集会所としての機能を維持する期間といいますか、施設の補助金返還の関係で、処分制限期間内は取り壊しや、廃止ということがないようにということです。補助金返還が発生しないように、その期間内は、少なくとも施設を維持していただきたいということです。

**【中村委員】**

処分制限期間が過ぎたら、何をしてもいいということですか。

**【春日産業グループ長】**

補助金の制限が解除になった時点では可能です。

**【中村委員】**

上達多目的共同利用施設の譲渡条件では、譲渡後は用途を町内会館に限定すると記載されていますが、これはどのように解釈すればよいのでしょうか。当面は、ほかの用途で使うことはありませんが。

**【春日産業グループ長】**

建物の処分制限が過ぎた段階で、町内会館として必要がなくなり、ほかの用途で使うということであれば、そのような利用も可能ということです。

**【中村委員】**

いくつかの施設は、譲渡後は用途を町内会館に限定するという規程になっています。5年の規程はありません。この場合については、1年、2年で事業の継続をやめるということはありませんが、状況によっては、10年過ぎたときに、また別の事情により、事業をやめるということも予想されます。事業期間が限定されていない施設はどのようなかということを知りたい。

**【春日産業グループ長】**

上達多目的共同利用施設については、建築が平成2年9月です。木造の施設ですと、建築後24年が耐用年数であり、また処分制限期間です。24年が経過しています。来年度譲渡しますが、その時点で、事業の継続期間は無いので、どうされても結構だという、極論を言いますとそのようになります。ほかの施設はまだ耐用年数が残っています。

**【中村委員】**

譲渡後は町内会館に限定すると記載されている施設が何か所かあります。これは、

譲渡された時は町内会館ですが、何年か経過し、事情が変わった時は、別な使い方をしてもよいということですね。

【春日産業グループ長】

はい。

【石塚会長】

ほかにございませんか。

【丸田委員】

施設を譲渡した場合ですが、修繕等については、受け入れ先で全部対応するということですか。

【春日産業グループ長】

基本的に現状のままで施設を譲渡いたします。農業政策課の担当職員が現地確認を行い、同じ目線で大島区以外の全ての施設を含めて、地域からの要望も踏まえて、修繕要望があったところ等を全部確認しています。安全を確保する上で市が修繕して譲渡する必要がある施設については、実際は譲渡した後になりますが、市で経費を持ち、修繕を行っていただく施設があります。いくつかの建物の中で、木造の壁に、キツツキにより穴があいているという状況があります。害虫が入る、また鳥が住みつくという恐れがありますので、それについては市で修繕することにしていきます。大島区では、藤尾多目的共同利用施設、牛ヶ鼻農作業準備休憩施設で穴がありますので、修繕料は市で対応予定です。譲渡後の修繕ですので、修繕に掛かった経費については、集落に補助するといった対応になると思います。そのような対応方法で修繕をしていく予定です。屋根の塗装につきましては、さびの発生や、落雪式の屋根がさびで雪が落ちない、あるいは一気に落ちる恐れがあるといった危険性のある、安全上問題がある施設につきましても、塗装を行う予定です。その施設につきましては、上達多目的共同利用施設、竹平多目的共同利用施設、竹平地域活性化施設、棚岡農作業準備休憩施設、この4施設の屋根については、市で修繕の対象にしています。

【丸田委員】

もう一点ですけれど、だんだん古くなってきて、耐震といったことの対応ができない、維持できない。施設を解体したいといった場合は、譲渡先で解体費用を負担しなければならないということですか。

【春日産業グループ長】

はい。

【丸田委員】

畳だとか屋根等については、市である程度補助金を出してくれるが、解体というすべて地元の負担となるわけですね。

**【春日産業グループ長】**

譲渡を受けた後、大規模改修等が必要になった場合には、集会所整備の補助制度があります。要綱等が手元にないため、細かい点を説明できませんが、一定の制限額があったなかで、経費の何パーセントで補助を受けて直すという制度があります。すべて地元負担で直すということではありません。

**【丸田委員】**

そのへんはつきりしてもらいたい。

**【春日産業グループ長】**

現行で補助制度があって、自前で建てた町内会館等も、補助制度を利用して直されているところもあります。

**【丸田委員】**

54か所もあるということですので、それぞれ問題が出てくると思います。その辺の対応をやっていただきたい。以上です。

**【中村委員】**

修繕を6か所するという話ですが、補助というようなお話でした。地元負担は無いと考えてよいですか。

**【春日産業グループ長】**

基本的には市で100%補助という形になろうかと思います。ただし、今現在、来年度の予算要求時期でして、来年すべての施設について、単年度で全部できるかという確約は申し上げられません。来年の予算付けのなかで、2年計画になるか、今申し上げた施設で優先順位を付け、数年計画で修繕という方針になるかしれません。基本的には、補助という方針で、対応をしていくということで、聞いております。

**【中村委員】**

地元の負担があるということになると、地元の予算が大変になってきます。今年、譲渡を受けるにあたって、かなり費用が掛かっています。

**【石塚会長】**

この施設以外にも補助事業で設置した集会施設等については、修繕等をする場合には補助制度的なものがありますか。先ほど説明のあった屋根塗装だとか、内部をある程度改造するとかという場合には、助成制度がありますか。

**【春日産業グループ長】**

あります。

【本山所長】

資料を用意して、後でお渡ししたいと思います。今ほど説明がありましたが、町内会が自前で建てた施設に対し、市で集会所の修繕費に補助を出す制度があります。

【石塚会長】

ほかに皆さんご質問ありませんか。

【吉原委員】

今の修繕、屋根だけでなく、外壁その他の問題、それに対しても多少あるわけですか。

【本山所長】

集会所ですか。資料をお渡しします。

【石塚会長】

ほかにございませんか。よろしいですか。それでは皆さんにお諮りします。諮問第82号から91号まで全ての諮問については、無償譲渡が適当であると答申させていただくということによろしいですか。

— はいの声あり —

【石塚会長】

ありがとうございました。そのように決定させていただきます。

議題(2) その他 (1) 中山間地域振興に関する施策の実施状況について

【石塚会長】

次に、中山間地域振興に関する施策の実施状況について、所長から説明をお願いします。

【本山所長】

— 資料No.11により説明 —

【石塚会長】

説明が終わりました。皆さんご質問等がありましたらお願いします。

【早川委員】

ここに記載されている事業で、2か所同じ事業があります。65ページの10番の大島区の岡線ですが、生活環境の向上ということで記載されて、74ページの道路課のところにも記載があります。地域間交流の推進ということで、それぞれ項目が違うということでしょうか。

【太田次長】

いろいろな事業の項目ごと、事業のカテゴリーがありまして、道路整備については、いろいろな部門に反映するというので、再掲という形で 74 ページに表示されていると思います。複数のカテゴリーに影響するということの表示の仕方です。

【石塚会長】

ほかにございませつか。67 ページの地すべり巡視業務について教えてほしいのですが、大島区にも地すべり指定地がありますが、実際に巡視員は何人か指定されて回っているのですか。

【竹内建設グループ長】

指定して回っています。年間 40 日ほど春から秋、初冬にかけてまして、回っています。

【石塚会長】

農地、建設両方ですか。

【竹内建設グループ長】

全部の指定地ではありませんが、指定地を決めて回っています。1 人が 2 地区を回ることもあります。そのようにして回っています。

【本山所長】

大島区では巡視員 2 人をお願いしています。一人は上達の人です。もう一人は、菖蒲西の人をお願いしています。

【石塚会長】

昔は、地元の集落も回ってきた記憶がありますが、最近はもう工事が終わって管轄外になったのかという気もありましたからお聞きしました。

所長から、記載されている項目以外にも、新しい事業の提案という話がありましたが、どのような項目でもいいのですか。

【本山所長】

大島区地域協議会で、自主的審議事項により提案していくというのが一番の方法かと思つます。

【石塚会長】

大島区地域協議会で協議して、提案すれば計画される可能性があるということですか。

【本山所長】

そういうことです。

【石塚会長】

ほかにございませつか。

【丸田委員】

9月の初めころでしょうか、それぞれの地区から要望があったと思います。前に要望書を提出しましたが、それについての返答は出てないでしょうか。

【太田次長】

各地区から要望をいただきまして、ありがとうございました。それぞれの地区で数か所を、地域の人と浦川原区総合事務所の職員と私どもで見させていたいただきました。その中で、区としての現場を見たなかの、優先順位というのを、考え方を今まとめて、浦川原区に意見を求めて、最終的に来年の予算要求に反映できるか、その辺を調整しているところです。中間の回答ということで、12月頃には出したいと思います。予算が決まるのが3月なので、それが最終の回答になるかなということで、お待ちいただきたいと思います。

【石塚会長】

ほかにございませんか。よろしいですか。この件についてはこれで終わりたいと思います。

議題(3) その他 (2) AEDについて

【石塚会長】

その他の2番目として、AEDについて説明をお願いします。

【滝沢市民生活・福祉グループ長】

— 資料No.12により説明 —

【石塚会長】

説明が終わりました。ご質問等がありましたらお願いします。

【中村委員】

人数が規定されているということは、集会施設でも5万人以上の利用がないところは、今後とも設置されないということでしょうか。

【滝沢市民生活・福祉グループ長】

市の設置基準というのはこのとおりです。各地区にある集会施設は、市の施設でないところについては、それぞれ、自前の資金で整備されるのか、何か事業を活用されるのかと思います。

【中村委員】

今回、避難所が新たに変わりました。それによって、ほぼ4地区の集会所が避難所という形態に近くなりました。保倉地区はふれあい館ですが、大島地区、菖蒲地区、旭地区の避難所は、それぞれAEDがある施設から、かなり距離があります。災害の

時に避難所になる施設は、市の公の施設ですが、そういうところは、将来的にAEDを設置する予定が無いのかどうかを聞きたいのですが。できればそういうところも設置しておいたほうがよいのではと思います。

【本山所長】

貴重なご意見だと思います。大島区避難所の見直しを行いまして、言われたとおり大きくは4地区に分かれた避難所になります。その中でAEDが設置されているのがふれあい館だけです。菖蒲農村環境改善センター、大島生活改善センター、それから大島旭農村環境改善センターにはいずれもありませんので、確かに必要になってくると思っています。避難所では、順次備品類として、発電機、それから投光機等をそろえているところですので、AEDもそれらの中に含めていくよう要望していきたいと思っています。

【石塚会長】

ほかにございませんか。よろしいですか。ほかにご意見が無いようですので、AEDの関係はこれで終わりたいと思います。

議題(4) その他 (3) 投票区・投票所の見直し計画(案)について

【石塚会長】

投票区・投票所の見直し計画(案)について説明をお願いします。

【太田次長】

— 資料No.13により説明 —

【石塚会長】

質問があったらお願いします。よろしいですか。この件については、これで終わります。

議題(5) その他 (4) 大浦安委員交流会について

【石塚会長】

次に大浦安委員交流会についてお願いします。

【池田総務・地域振興グループ班長】

— 資料No.14により説明 —

【石塚会長】

この件について、現在は、ここまでしか話は進んでいないわけですが、講師の先生のご了解をいただいて、日程を定めた後に皆さんにご連絡申しあげます。今年も全員参加していただくように、ご協力いただきたいと思います。この大浦安の交流会の経

緯ですが、平成 20 年 4 月に大浦安の会長が全て替わりました。安塚の外立さん、浦川原の藤田さん、私と、前から知り合いだったので、3 人で集まるかということから始まりました。合併後は今まで以上に大浦安が一つになっていく必要があるのではと、そのためにも共通した問題については、お互いに意見を交換し合いながら、進めていこうということから始まったところです。そんなことで 3 回目の幹事になるわけですが、今年については南先生からの講演ということを用意しています。10 月 31 日の会長・所長等の顔合わせ会の時に、出席者に提案してご賛同をいただけるようにしていきたいと思っておりますので、その点をご了解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

予定したものは以上でございますが、皆さんからその他としてございますか。

**【本山所長】**

集会所の補助金について資料がそろいましたので配布いたします。

**【石塚会長】**

集会所整備等に関する補助制度について、資料をいただいたわけですが、簡単にご説明いただけますか。

**【本山所長】**

先ほどお話がありました、町内会の集会所関係の補助制度の資料を用意させていただきました。この補助制度につきましては、各町内会長には既にご連絡してあります。内容を見ていただくと、補助金の交付額、補助率が高くありませんが、新築・修繕等の補助金、耐震診断の補助金、それから耐震補強工事の補助金といった 3 本立てになっています。新築に関するものにつきましては、費用の 25%、400 万円限度。増改築・修繕につきましては、50 万円以上で、25% 交付。購入につきましては、50 万円以上で 20% 交付ということになっています。先ほどの春日産業グループ長から説明があったとおり、自前でお持ちのところはこの制度での対応となりますので、非常に負担が多いわけです。譲渡された場合は、この補助金を使っていただき、修繕を進めていってもらうこととなります。

**【石塚会長】**

ありがとうございました。屋根塗装というのは修繕の部類に入るのですか。

**【春日産業グループ長】**

先ほど申し上げた、キツツキの穴 2 か所、それから屋根の 4 か所につきましては、今回の譲渡にからむ修繕で、本来、譲渡する前に市が直して譲渡するのが正式な方法

です。平成 26 年度で修繕し、平成 27 年 4 月にお渡しする予定でしたが、統一した基準で修繕の必要性が判断できないといったことで作業が遅れたため、譲渡は来年 4 月に行いますが、譲渡を受けた後に、市が補助するということです。このため、譲渡にからむ修繕後の修繕については、この制度を使って直していただくこととなります。

**【石塚会長】**

先ほど公表された施設については、100%補助で修繕するということですね。皆さんほかにご質問ありませんか。よろしいですか。

**【石塚会長】**

せっかくの機会ですので、その他皆さんから、事務局等にお聞きしたいということがありましたら、ご発言いただきたいと思います。

無いようですので、次回の日程調整についてですが、事務局で急を要するようなものがありますか。

**【本山所長】**

必要がありましたら、早めにお問い合わせするかも知れませんが、今の予定でいけば、11 月中、下旬で開催予定です。

**【石塚会長】**

今のところ事務局でも特に予定は無いようですが、事務局とわたしで相談し、決めさせていただきたいと思います。

ほかにございませんか。なければ、以上をもちまして第 5 回大島区地域協議会を閉会といたします。

**9 問合せ先**

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL : 025-594-3101 (内線 61)

E-mail : oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

**10 その他**

別添の会議資料もあわせてご覧ください。